

2. 管理の必要性は

貯水槽水道においては、受水槽等を適正に管理される必要があり、このことは水道法及び市水道事業給水条例により設置者等（その建物の所有者または管理者）の責務とされています。

受水槽の適正な管理を怠った場合には、水の利用者に安全な水を安定的に供給することができなくなる恐れがあります。

3. 管理基準は

受水槽等の管理は、次の基準に従って実施して下さい。



- ・水槽（受水槽、高置水槽）の清掃を1年以内ごとに1回、定期に行なうこと。
- ・水槽等の点検を行い、有害物・汚水等によって水槽内の水が汚染されるのを防止するために必要な措置すること。
- ・日常的に水質（色、濁り、臭い、味）に注意し、異常と感じたら水質検査を行なうこと。
- ・供給する水が人の健康を害する恐れがあるとわかったときには、直ちに給水を停止し、水を使わないように利用者に知らせること。

受水槽の有効水量が10 m³を超える簡易専用水道にあつては、水道法に基づく施設の管理を行うとともに、1年以内ごとに1回、地方公共団体の検査機関又は厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に依頼して検査を受けることが義務付けられています。

なお、検査機関は結果について、衛生上問題があると認められた場合には、設置者に対して速やかに対策を講じるよう助言するとともに保健所にも連絡することとなっています。

また、検査終了後交付する検査結果報告書は、検査後3年間保管してください。